## R3. 6. 21北海道大学新型コロナウイルス感染症対策本部決定

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道大学の行動指針(BCP)

この行動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じて部局ごとに判断することもあります。

医療関係者及びコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外とします。

この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

行動指針レベルの変遷				
R2. 4. 17~	レベル2			
R2. 4. 20~	レベル3			
R2. 6. 1∼	レベル2			
R2. 7. 10∼	レベル1			
R2.11. 18~	レベル2			
R3. 5. 16∼	レベル3			
R3. 6. 21∼	レベル2			

レベル		レベル	研究活動	授業(講義・演習・実験・実習)	学生の課外活動	事務体制	会議等(研修,説明会を含む)
0	通常						
1	制限 ( 小)		○ 感染拡大に最大限配慮して、研究活動 を行うことができるが、学生・研究員・研 究スタッフ(以下、研究実関係者とい う。)は、密閉する、密集する、近距離で の会話等を行う環境になっていないかを確 認し、可能な限り現場での滞在時間を減ら す。	○ 授業科目ごとの感染拡大防止対策を確認し、対策が十分であると判断される授業は対面で、それ以外の授業はオンラインで実施する。	〇 感染防止に最大限配慮した上 での許可とする。	宅勤務を命じることとし、	○ 感染拡大防止措置を講じた上で行うこととする。テレビ会議やメール等による書面審議を推奨する。
2	制限(中)	又は	○ 感染拡大に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、研究室関係者は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないかを確認し、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	O 授業科目ごとの感染拡大防止対策を確認し、対策が十分であると判断される授業は対面で、それ以外の授業はオンラインで実施する。	○ 感染防止に最大限配慮した上での許可とする。 での許可とする。 ただし、都道府県知事からの要請 内容や大学の判断により、許可す る活動の範囲をより制限する場合 がある。		○ 原則、テレビ会議又はメール 等による書面審議により実施す る。
3	制限 ( 大)	策特別措置法平平成24年法律第 31 間	〇 以下の研究スタッフ(事情によっての 大学院生・研究員もでいるがでいるのか研究を取り交 たりを許可する。ただし、可能な限り交 代制とする。 1)中止することにより大きな研究の損 失を被ることになる、長期間にわたっつ 接続している実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3)生な研究の対策の変数を変更であるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3)生な研究が対策の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ	○ 授業は原則オンラインで実施する。 ただし、教育効果上、対面による実施を 取り入れることが真に不可欠な場合にあっ ては、授業予定回数の分を一部について、 十分な感染れ大防止対を講じたして対面 により実施することができるものとする。 ※原則、学生の学内インターネット設備 利用不可	〇 全面禁止とする。		○ 会議等は原則延期・中止とするが、大学機能を最低限維持するために必要な会議等については、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。
4	活動の原則 停止	大学を閉鎖せざるを得ない場合	〇 大学機能を最低限維持するため、部局 長など組織代表者の許可の下、生物の世 話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究 材料の維持あるいはサーバー維持などをも 的に、一時的に入室する研究スタッフのみ 立ち入りが可能。ただし、原則交代制とす る。	〇 全ての授業を休講とする。	〇 全面禁止とする。	○ 大学施設の維持管理要 員のみ出勤とする。	〇 会議等は延期・中止とする が、大学機能を最低限維持するために必要な会議等については、テレビ会議又はメール等による書面 審議により実施する。